

保護者様

令和7(2025)年4月16日

小中一貫 須賀の森学園
大阪市立西淡路小学校
校長 赤江 伸 吾

非常災害時の臨時休業について

台風等の非常災害時は、下記のような状況があれば**学校及びいきいき活動**は臨時休業となります。

テレビ・ラジオ等の情報をお確かめのうえ、児童に登校させないようにしてください。なお、暴風警報・特別警報等発令中の児童の外出は大変危険です。ご家庭でも十分ご配慮ください。

非常災害に伴い、臨時休業となるのは、次のとおりです。

「**大阪市**」に、午前7時の時点及び午前7時を過ぎて始業時刻までに

- 『暴風警報』もしくは『特別警報(特別警報の場合は、大雨・暴風等の種類を問わず)』が発令されているとき。
- 地震に関わって、大阪市内のいずれかの地域において震度5弱以上の地震が発生(気象庁発表)したとき。

※ 大阪市の小・中学校は、「大雨警報や洪水警報」の発令だけでは臨時休業になりませんのでご注意ください。

※ 学校からの連絡は連絡メール及びホームページの掲載にて行います。

大阪市では学校からの連絡メールにミマモルメを利用しております。右に載せていますQRコードにて登録ができますので、ご登録がまだの方は、ぜひご登録ください。

ミマモルメについて詳しくお知りになりたい場合は、ミマモルメのホームページをご覧ください。学校または、ミマモルメまでお問い合わせください。

☎ 0570-081-300 8:45~12:00 及び 13:00~17:30 (土・日・祝・年末年始除く)



令和7(2025)年4月16日

保護者様

小中一貫 須賀の森学園
大阪市立西淡路小学校
校長 赤江 伸吾

大雨による河川増水（氾濫）時の措置について

標題について、次に示す基準により臨時休業等の措置をとりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

○午前7時の時点及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、所在する区のいずれかの地域において、大阪市（大阪市長）より、河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」、「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合。

なお、河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報（警戒レベル相当情報）ではなく、大阪市（大阪市長）が発令する避難情報に基づき、判断します。

また、情報収集に際しては、以下を参考にしてください。

○大阪市 HP（発令した場合、トップ画面に表示されます。）

○おおさか防災ネット（メール登録もできます）

○大阪市危機管理室 X（エックス）

○LINE 大阪市公式アカウント

○NHK速報

○防災スピーカー（発令した場合、放送が流れます。） } 「大阪 880 万人訓練」と同様の
○緊急速報メール（受信できない機種もあります。） } 放送とメール配信があります。

※地震発生時と同様にメールが自動的に配信されます。

※登録等の設定は必要ありません。

【確認の方法】

1. 「おおさか防災ネット」で検索する。

2. 地図より「大阪市」をクリックする。

3. 避難情報の欄を確認する。

※居住区域に警戒レベル3以上の発令がない場合、学校園は通常通り行います。（河川氾濫の場合）